



バリューチェーン全体の脱炭素化に向けた 進捗・課題と施策の方向性

地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会

2026年5月22日

環境省地球環境局地球環境局地球温暖化対策課



バリューチェーン全体の脱炭素化に向けた進捗・課題と施策の方向性

(FU重点項目④次世代自動車の普及・貨物の積載効率向上⑤再生可能エネルギーの利用拡大⑥生産性向上につながる省エネ・省CO2設備への投資⑦サーキュラーエコノミーの推進)



現状・背景

- 2050年ネット・ゼロ実現に向け、**中堅・中小企業を含めたバリューチェーン全体での排出削減**が必要。改正GX推進法に基づく排出量取引制度が2026年4月から本格稼働する等、大規模排出事業者の脱炭素投資に係る環境整備が進捗。また、Scope3を含めた排出削減及び情報開示の要請が高まる中、時価総額1兆円以上の企業にサステナビリティ情報の開示を義務づける内閣府令が2026年2月に公布・施行。
- こうした取組が進められる中で、**サプライサイドでの脱炭素に資する投資や調達先選択を中堅・中小企業含めたバリューチェーン全体に浸透**させることと、**その結果生み出される脱炭素に資する製品・サービスの需要を顕在化させることを両輪で進めていく必要がある**。

進捗・課題

(進捗)

- バリューチェーン内での連携により構成企業の算定・削減を進めるため、**連携手法やデータ収集方法（エンゲージメント）に関するモデル事業**を、**企業群に加え、業界単位でも実施**。
- **地域単位で、中小企業の脱炭素経営支援体制を構築するためのモデル事業を全国36地域で実施**。
- 脱炭素経営を担う人材を育成するため、**「脱炭素アドバイザー資格の認定制度」**を運営。
- 製品単位での排出削減や、削減に寄与する製品の消費者への浸透を図るため、**CFPモデル事業**を実施。**製品種ごとの算定・表示ルールの共通化**を目指し、業界支援を実施。また、地域人材育成を通じた地域企業・製品の価値向上や競争力強化に向けた支援も実施。
- グリーンファイナンス市場は一定規模の市場にまで成長。
- 2026年2月、**グリーン購入法基本方針を閣議決定**し、2段階の判断基準が未設定の品目への導入の促進、判断の基準の見直し等の実施。

(課題)

- **中小企業の多くには脱炭素経営の意義・必要性が十分浸透しておらず、算定・削減のためのノウハウや人材も不足**。
- グリーンファイナンス市場の「質」の担保や更なる裾野の拡大に課題。
- **消費者・官民が脱炭素に資する製品・サービスの価値を理解して購買・消費するための環境整備が必要**。

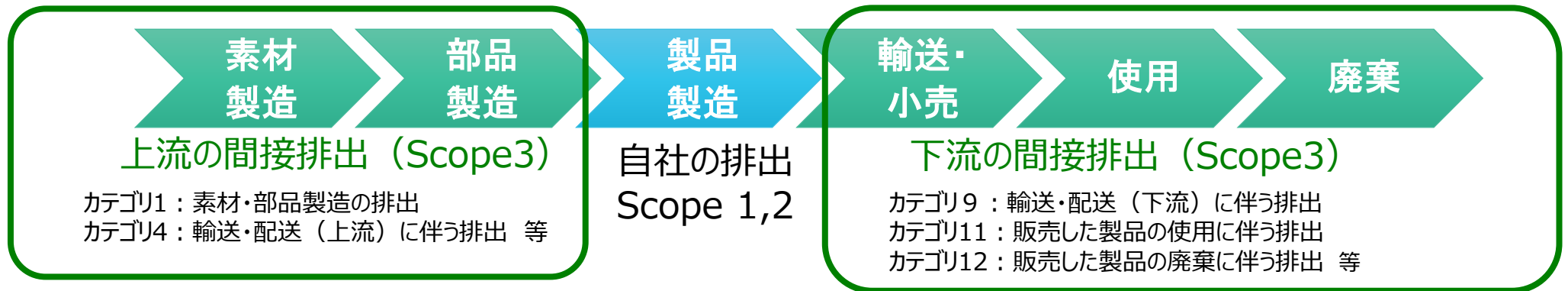
施策の方向性

- エンゲージメントの優良事例を集約するとともに、業種単位でのエンゲージメントの共通化を進め、**バリューチェーン全体での排出量算定や削減取組を推進**する。
- 全国各地で、継続的な中小企業支援体制を構築するとともに、**優良・先進事例を集約し、取組の他地域展開**を図る。
- 地域金融機関や商工会議所等の支援機関において、**プッシュ型で地域企業の脱炭素経営を支援できる人材育成**を進める。
- **業界、製品種毎のCFP算定・表示ルールの共通化**等により、CFP表示を一般化させるとともに、表示の改善等により消費者の関心・理解度を深め、**脱炭素化につながる商品選択**を進める。
- **大企業等がサプライヤー等の取引先の省CO2化を牽引し、Scope3排出量の削減を図る取組を支援**。
- 電化・燃料転換・熱回収等の**積極的な省CO2投資や、設備運用の徹底的な改善**を支援。
- **グリーンファイナンス市場の意義や課題を改めて整理し、グリーンボンド等ガイドラインやグリーンリストの改訂及び市場参加者の取組支援を通じて、さらなる市場の拡大と質の向上**を図る。
- GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる**先端的な製品・サービスや技術の市場・需要創出**に向け、グリーン購入法を活用し、**公共調達の分野から需要拡大に貢献**。
- 脱炭素に資する製品等の**定義や評価・表示スキームに関する検討の場を設置し、制度的措置を議論**するとともに、これらの製品等の**消費者に対する効果的な訴求方法を検証するモデル事業**を実施。

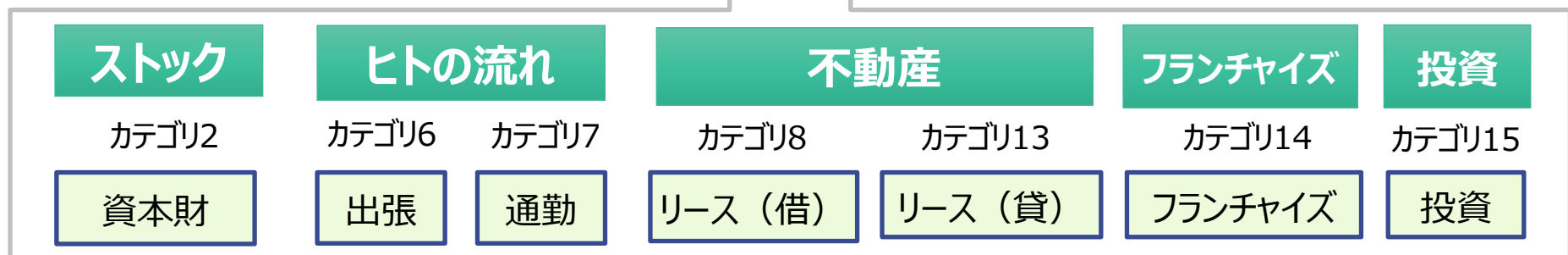
Scope3の排出削減に取り組むことの重要性①

- バリューチェーンの各段階には多くの企業が存在しており、取引関係で繋がっている。
- 「製品のライフサイクルの段階ごとに見た、バリューチェーン排出量」、「その他事業を支える活動ごとに見た、バリューチェーン排出量」が存在し、**ある者のScope1,2の削減は、他者のScope3の削減となる。**

製品のライフサイクルの段階における排出量



その他、事業を支える活動における排出量 これもScope3



Scope3の排出削減に取り組むことの重要性②

- 自社排出量に加えScope3排出量の削減に取り組むことで、他事業者と連携した削減やバリューチェーン上の他者の排出削減が促進され、自社だけではできなかったCO2削減ができる。
- この取組は、**サプライヤーのビジネスチャンスの拡大**にもつながる。

取組例：素材の製造工程で革新的技術を導入

素材製造事業者は、自社の排出削減に成功！
→ 製品製造事業者は、Scope3排出量の削減に成功！

取組例：省エネ性能が高い製品を製造

製品の購入・調達者は、自らの排出削減に成功！
→ 製品製造事業者は、Scope3排出量の削減に成功！

素材製造事業者は、脱炭素化につながる素材を他社にも売り込める

製品製造事業者は、脱炭素化につながる製品を売り込める



取組例：輸送事業者が梱包を簡素化

排出事業者は、自社の排出削減に成功！
→ 輸送事業者は、Scope3排出量の削減に成功！

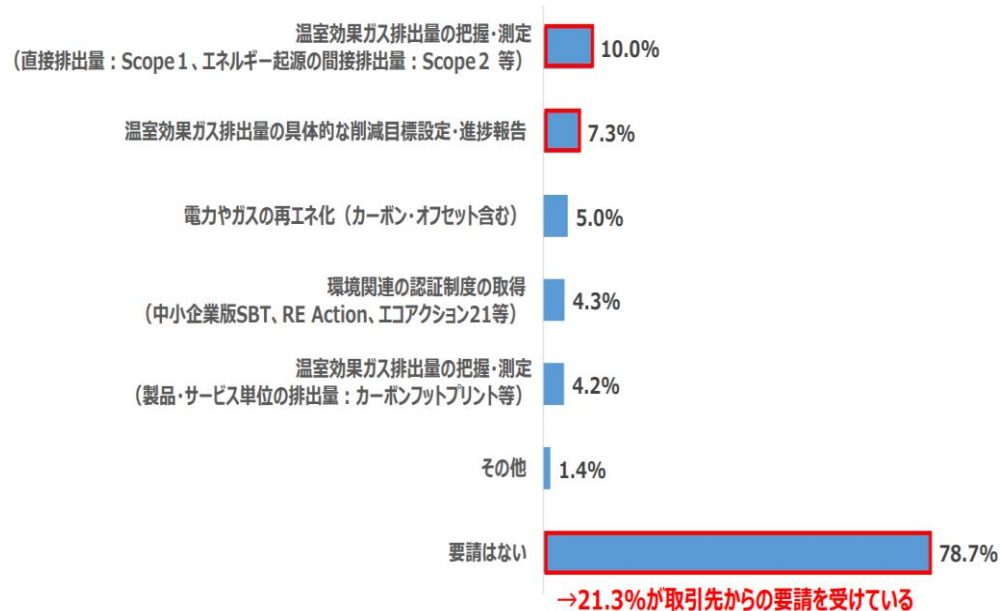
輸送事業者は、脱炭素化につながる梱包を他社にも売り込める

バリューチェーンからの要請状況

- 大企業中心にバリューチェーン全体の脱炭素化が求められることを背景に、取引先へCO2排出量の可視化・削減を求める潮流が着実に高まっている状況。
- 今後もその流れが拡大した際に、脱炭素経営対応が遅れていると、取引上のリスクとなる恐れがあり、中堅・中小企業にも早期の対応が求められている。

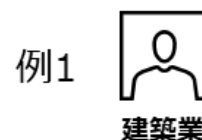
取引先からの協力要請状況

脱炭素に関する取引先等からの要請について、約2割（21.3%）が取引先から脱炭素に関する要請を受けている。¹

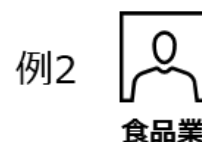


脱炭素に関し、取引先等から要請を受けている内容

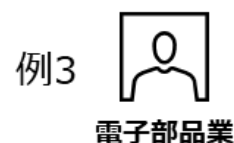
大企業による要請（例）



サプライヤーに対して、脱炭素の取組に取り組んでいるかに関するアンケートを実施します。



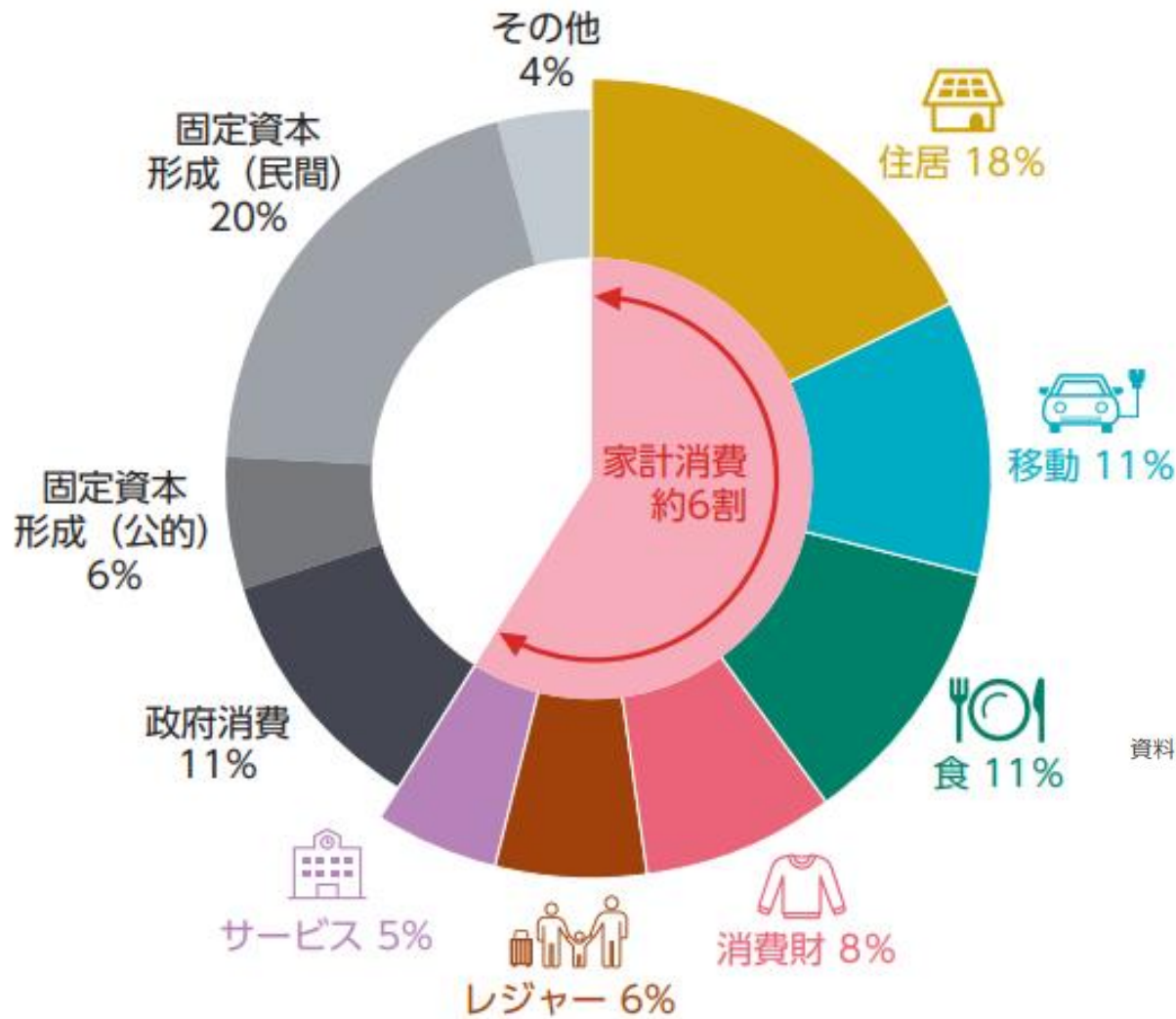
自社製品の製造にかかるCO2排出量を正確に知るため、サプライヤーにもCO2排出量を算定していただきます。



脱炭素に関する研修動画を作成したので、サプライヤーにも視聴していただきます。また、算定ツールも作成したので、今後サプライヤーにも提供します。

1. 「2025年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」集計結果
出所：日本商工会議所・東京商工会議所

消費選択・調達行動が排出量・排出削減に与えるインパクト



- 我が国の温室効果ガス排出量を消費・固定資本形成毎に見ると、**全体の約7割が消費・調達**によるものという報告がある。
- **暮らしにおける消費選択、官民の調達行動**が、我が国の排出量・排出削減に**大きなインパクト**を持つ。

資料：南齊規介 (2019) 産業連関表による環境負荷原単位データブック (3EID) (国立環境研究所)、Nansai et al. (2020) Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省 (2015) 平成27年産業連関表に基づき国立環境研究所及び地球環境戦略研究機関 (IGES) にて推計
※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル (資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄) において生じる温室効果ガス排出量 (カーボンフットプリント) を算定し、合算したもの (国内の生産ベースの直接排出量と一致しない)。

(出典) 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書を基に環境省で作成

中小企業における脱炭素化促進に向けた環境省の取組

- 脱炭素経営の方向性に関わらず、ベーシックなアプローチを「知る」「測る」「減らす」の3ステップを取組共通項として用意。
- サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、**地域ぐるみでの支援体制の構築を行うとともに、算定ツールや見える化の提供、削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資**に取り組んでいく。

取組のステップ

取組が評価され企業価値が向上、投融资や事業機会が拡大

取組の動機付け (知る)

【動機付けを促す資料の例】



排出量の算定 (測る)

算定ツールや見える化の提供

- 支援人材が、中小企業を回る際に使う対話ツールの提供
- これまで一定以上の排出事業者のみ利用できたGHG排出量の電子報告システム (EEGS) を中小・中堅事業者に算定ツール (見える化) として提供開始。

※R6年6月より利用開始



カーボンフットプリント (CFP) を活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備

削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)

事業者に対して、削減計画策定支援 (モデル事業やガイドブック等)

- CO2削減目標・計画策定支援 (モデル事業・補助)
- 削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定



事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

- 省CO₂型設備更新支援 (1/3, 1/2 or CO₂削減比に応じた補助)
- サプライチェーン企業が連携した設備更新 (1/2 or 1/3補助)
- ESGリース促進
- 環境金融の拡大 (金融のグリーン化)
- グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金 (環境・エネルギー対策貸付)



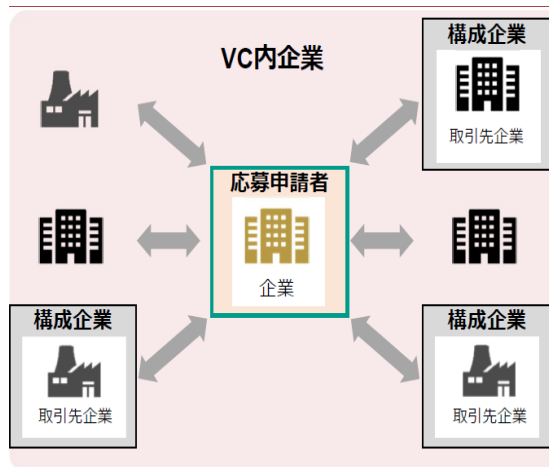
地域ぐるみでの支援体制の構築

※R5年度は16地域、R6年度は10地域、R7年度は10地域で各地域特性を活かした支援体制構築を推進

バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業

中小企業を含めたバリューチェーン全体での脱炭素化を進めるため、**サプライヤーエンゲージメントに代表される、取引先企業に対しての働きかけの取組**をモデル事業を通じて支援。また業界におけるScope 3 算定ルールの特通化やバリューチェーン上の企業への依頼方法の統一化などに向けた取組を支援。R 5 年度からR 7 年度までに個社11件・業界 6 件を選定。R 8 年度も継続。

企業個社の取組支援



(令和7年度 例) SMC株式会社



本社：東京都
事業：自動制御機器製品の製造加工および販売

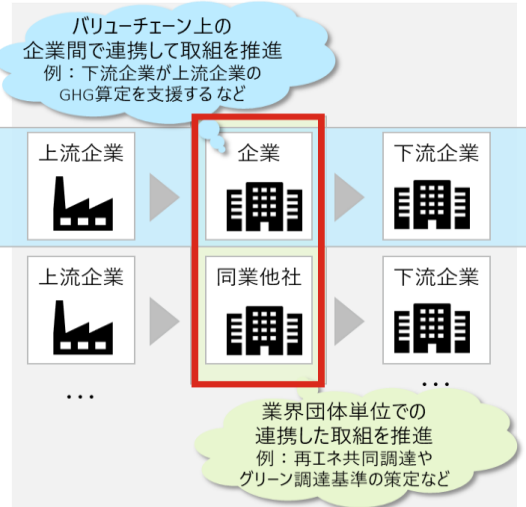
取組内容

Scope3削減目標を踏まえ、主要サプライヤーでの削減目標設定・削減計画作成を目指す。また、サプライヤーの排出量算定支援、省エネ診断等による削減施策検討・削減計画作成支援を行う。

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド(2026年3月更新)



業界単位の取組支援



(令和7年度 例) 日本製薬工業協会



構成メンバー：アステラス製薬株式会社、アストラゼネカ株式会社、エーザイ株式会社、キッセイ薬品工業株式会社、サノフィ株式会社、参天製薬株式会社、塩野義製薬株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、中外製薬株式会社、日本新薬株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社

取組内容

製薬業界のScope3算定ルールやサプライヤーエンゲージメント方針など、業界共通ガイドライン・フォーマットを整備する。また、1次データ取得方法やデータ共有インフラの課題整理も行う。

令和7年度 成果

【個社 (3件)】

サプライヤーエンゲージメントにより、取引先と連携した削減計画を作成・具体化し、実際に削減行動に移行するための知見を積上げ⇒ガイド反映

【業界・企業群 (3件)】

業界共通のScope3算定・1次データ活用等に関する検討手順や論点等の積上げ⇒ガイド反映

カーボンフットプリント（CFP）に係るモデル事業

- CFPモデル事業では、令和4年度個社4件、令和5年度個社5件、令和6年度個社4件・業界企業群2件を選定。R7年度は業界支援2件（化粧品・プラ包装）・地域人材育成支援2件（佐賀・静岡）を選定。業界支援に加え、地域人材育成を通じた地域企業・製品の価値向上や競争力強化に向けて支援する。
- 本事業の効果として、過年度の参加企業は、従来品との比較優位を定量的に消費者に訴求できるようになったことに加えて、**算定手法をノウハウとして社内に蓄積**できたこと、どのプロセスでどれくらい排出されたのかが**可視化**できたこと、施策による削減インパクトの大小が定量的に分かるようになり、**削減戦略に活用**できることなどを挙げている。

令和6年度 個社モデル事業の対象製品・サービス 実績例

株式会社 I - n e、山田製薬株式会社

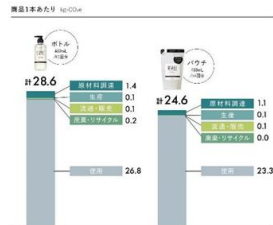
株式会社ゴールドウイン



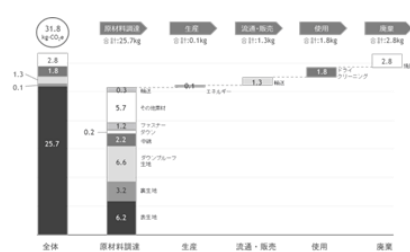
BOTANIST
ボタニカルシャンプー モイスト



THE NORTH FACE
バルトロライトジャケット



シャンプーのCFPの9割以上が使用段階であること、ボトルに比した場合のパウチのCFPの削減率を確認



原材料調達段階での排出量が全体の約8割を占めることを確認

令和7年度 地域人材育成支援事業の取組 例

SAGA COLLECTIVE

- ・ SAGA COLLECTIVE協同組合
- ・ レグナテック株式会社
- ・ 三福海苔株式会社
- ・ 川原食品株式会社
- ・ 丸秀醤油株式会社
- ・ 天山酒造株式会社
- ・ 有限会社井上製麺
- ・ 株式会社徳永製茶
- ・ 株式会社小野原製茶問屋
- ・ 吉島伸一鍋島緞通株式会社
- ・ 名尾手すき和紙株式会社
- ・ 有限会社李荘窯業所

ゴール
準備
実行
報告

- ・ 各社がCFPを自立して算定できる状態を目指して、CFPの算定・表示ルール策定に取り組む
- ・ メンバー企業以外にも指導できるようになる
- ・ CFPの基礎の理解（事務局より説明）
- ・ CFPの活用でSAGA COLLECTIVEが目指す姿の検討
- ・ 本事業のゴールの検討
- ・ SAGA COLLECTIVEのCFPルールが備えるべき要件の検討
- ・ SAGA COLLECTIVEの製品を対象とした**CFP算定・表示ルール策定**
- ・ SAGA COLLECTIVEの一部商品について**CFPの算定・表示の検討**
 - コアメンバーが複数製品について算定を実施
- ・ **外部向けCFPセミナー**（講師育成）
 - 佐賀県のイベントでCFPについて教えるセミナーをSAGA COLLECTIVEより実施
- ・ 地域のステークホルダーに対して、取り組んだ事項や、地域でのCFP普及に向けた考えを発信する

令和6年度 業界支援モデル事業の対象業界・企業群と成果 例

履物全般

- ・ チョダ物産株式会社
- ・ 東邦レマック株式会社
- ・ TOSMAX株式会社
- ・ 株式会社ダイマツ
- ・ 山三商事株式会社

成果物

カーボンフットプリント（CFP）算定・表示ルール
対象製品：履物（Footwear）
Ver. 1.0



令和7年度 業界支援モデル事業の対象業界・企業群と成果 例

化粧品業界

- ・ 日本化粧品工業会
- ・ 株式会社コーサー
- ・ 株式会社 I - n e
- ・ 花王株式会社
- ・ 牛乳石鹼共進社株式会社

- ・ 株式会社資生堂
- ・ 株式会社ファイントゥデイ
- ・ 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
- ・ 一丸ファルコス株式会社

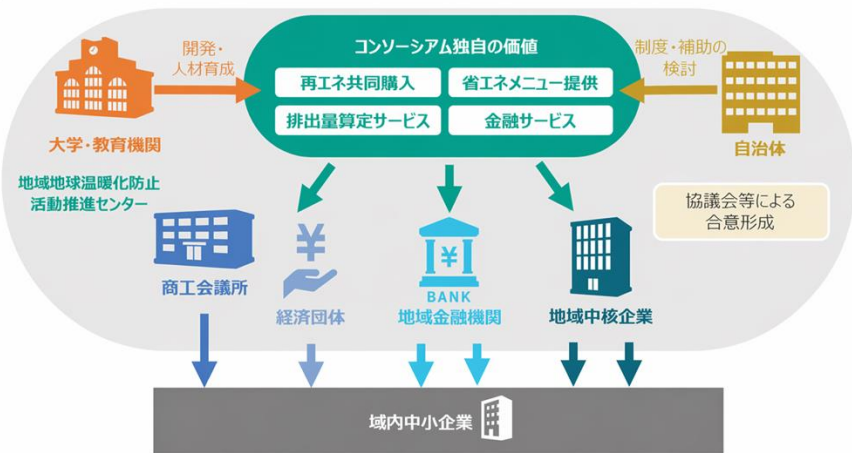
成果物

- ・ 化粧品 カーボンフットプリント算定ルール

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業

- 普段から中小企業との接点を持つ**地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体等の支援機関が連携**し、脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの支援体制構築に向けたモデル事業を実施。
- R5年度は全国で16件、R6年度・R7年度は全国で各10件のモデル地域を採択し、**全国36団体、各地域特性を活かして支援体制構築に向けた取組を推進**。
- R8年度は引き続きモデル事業を推進するとともに、体制構築に留まらない、**地域の中堅中小企業を含めた新たな削減に向けた打ち手を創出する取組も実施予定**。

地域ぐるみでの支援体制構築（イメージ）



採択されたモデル地域（R5・R6・R7）

北海道

- 1 北海道札幌市

東北

- 1 秋田市
- 2 青森県

関東

- 2 日立市
- 3 群馬県
- 4 川崎市
- 1 千葉県銚子市
- 2 ダイアプラン5市¹
- 3 茨城県稲敷市
- 4 東京都千代田区

中部

- 5 静岡市
- 6 浜松市
- 7 加賀市・あわら市
- 8 岐阜県
- 9 愛知県
- 3 長野県長野市
- 4 石川県七尾市

近畿

- 10 尼崎市
- 11 京都市
- 5 和歌山県
- 5 兵庫県伊丹市
- 6 兵庫県明石市

四国

- 13 徳島県
- 14 四国中央市
- 7 香川県三豊市
- 8 愛媛県今治市
- 8 徳島県那賀町
- 9 高知県
- 10 愛媛県今治市

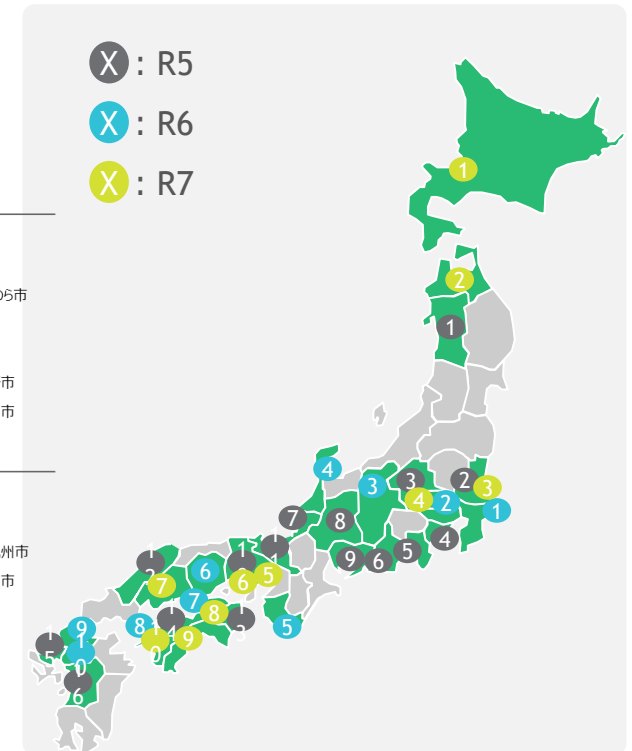
中国

- 12 雲南市
- 6 岡山県
- 7 広島県

九州

- 15 佐賀県
- 16 熊本県
- 9 福岡県北九州市
- 10 福岡県古賀市

1. 埼玉県狭山市・所沢市・飯能市・入間市・日高市



温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度の活用



- 地球温暖化対策推進法に基づき、全国約13,000の対象事業者が、毎年度の温室効果ガス排出量等を報告。排出量以外にも、**サプライチェーン排出量、削減貢献量、目標・計画・情報開示なども任意で報告可能**だが、利用者は**少ない**ことから、率先取組のPRとして活用を促していく。
- 2024年度から、**報告義務対象者以外の事業者も任意で算定・公表を行うことを可能**にした。

SHK制度における任意報告事項（様式2）

- 様式2の運用は、制度開始時から行っており、順次記載事項を追加してきたところ。
- 集計が終わっている直近2023年度は31事業者が様式2を用いて報告があった。

1. 排出量の増減の状況
2. 排出原単位の増減の状況
3. 排出量の削減に関し実施した措置
(①省エネ、②再エネ、③エネルギー転換、④その他の実施した措置)
4. 排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法
5. 排出量及び調整後排出量以外の排出量並びに吸収量等
 - (1) 排出量及び調整後排出量以外の排出量
 - (①**サプライチェーン排出量算定・削減の取組**、
②企業グループ全体の排出量)
 - (2) **他の者の排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量**
(①CCUSで他の者の排出量の削減に寄与した量、②その他)
 - (3) 調整後排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用
 - (4) 自らの吸収等の取組及び吸収量等
6. 排出量等の信頼性向上
(①排出量等に対する自らの確認、②第三者による検証又は保証)
7. **気候変動関連の目標、計画及び情報開示**

非対象事業者の自主的な登録

- 非対象事業者の自主登録は、2024年6月から運用開始。
- エネルギー使用量等を入力すると、係数を用いた算定の手間が省けるために、特にマンパワー・ノウハウのない中小企業向けに工夫をしたもの。
- 2025年度は、44事業者から自主登録があった。

環境省 Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 フロン法 **自主的公表**

事業者別排出量等の公表【自主的な公表値】

本内容は事業者が自主的に登録したものであり、環境省では内容を確認していません。

事業者検索

報告年度: 2024
事業者名:
特定排出者コード:
主たる事業: 大分類を選択してください 中分類を選択してください 小分類を選択してください 細分類を選択してください
所在地: 全国

[検索する](#)

検索結果

3件中の1〜3件を表示しています

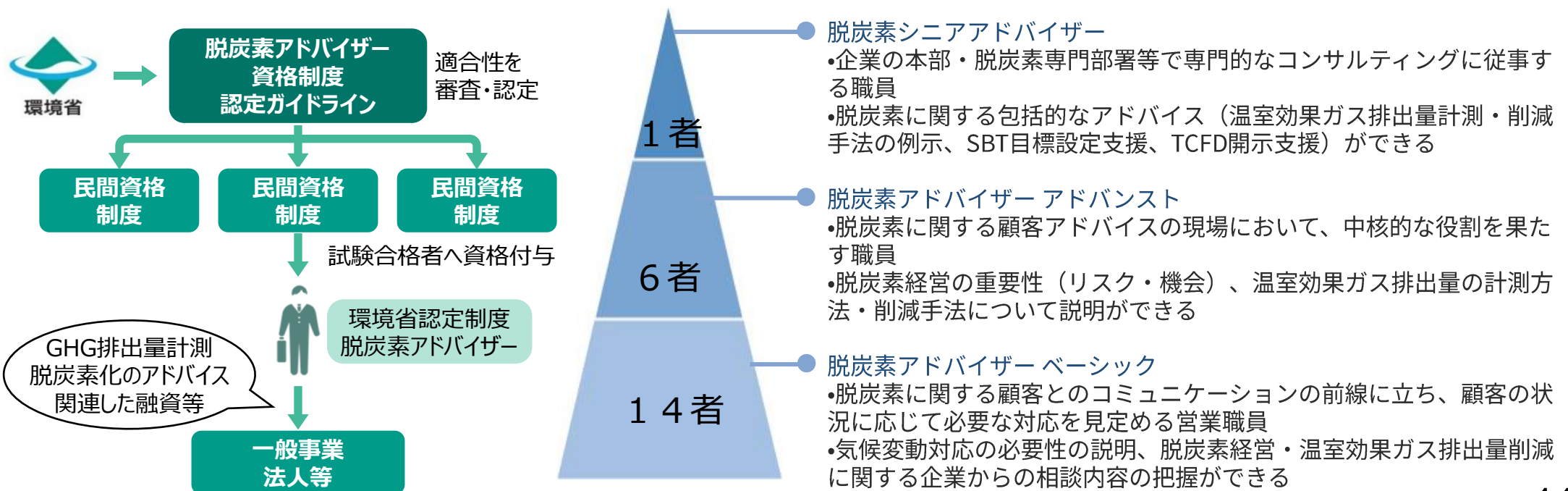
[全ての検索結果をダウンロードする](#)

特定排出者コード	事業者名	業種	所在地	ページ
777015609	エイブリック株式会社高塚事業所	電子部品・デバイス・電子回路製造業	長野県	閲覧する
985213301	佐藤工業株式会社	総合工事業	東京都	閲覧する
989260532	株式会社ワフル	情報サービス業	東京都	閲覧する

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業

- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能することが重要。**
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する。**
- 中小企業と接点の多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押しする。**
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化する。**

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業（イメージ） 3 類型の概要と認定資格事業者数（2026年4月時点）



温室効果ガス排出削減等指針について

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」では、事業者に対して事業活動に伴う排出削減等（第23条）及び日常生活における排出削減への寄与（第24条）を求めている。
- 温室効果ガス排出削減等指針は、事業者が温室効果ガスの排出削減に向けて講ずべき措置について、温対法第25条に基づき、主務大臣が取りまとめ、公表するもの。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

2008年改正：「温室効果ガス排出抑制等指針」の策定に係る規定の追加。

2021年改正：「温室効果ガス排出削減等指針」に改称。

2024年改正：ライフサイクルでの排出削減を位置づけ

第23条 事業活動に伴う排出削減等	事業者は、事業の用に供する設備について、…（中略）…温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。
第24条 日常生活における排出削減への寄与	事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。…（以下略）
第25条 排出削減等指針	主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

温室効果ガス排出削減等指針（指針）

1. 事業活動に伴う排出削減等に関する事項

- ① 排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組
- ② 設備に関する排出削減等に係る措置

2. 日常生活における排出削減への寄与に係る措置に関する事項

- ① BtoC事業者が講ずべき一般的取組
- ② BtoC事業者が講ずべき具体的な措置

指針に沿った事業者による以下の取組の実践を誘導

設備を導入・使用する事業者（≒全事業者）
脱炭素経営の実践、脱炭素技術の前倒し導入

BtoC製品・サービスを製造/輸入/販売/提供する事業者
脱炭素型のビジネスモデルへの積極的転換

指針が幅広い事業者に参照されるようにアウトリーチ＋指針に沿って上記取組を行う事業者を支援・後押し

工場・事業場の省CO2化（Scope3事業、SHIFT事業）

- 企業間で連携した省CO2設備投資の促進により、**バリューチェーン全体でのCO2排出削減**を推進。
- **エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修等**を行う事業者を支援し、積極的な省CO2設備投資を後押しするとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図る。

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

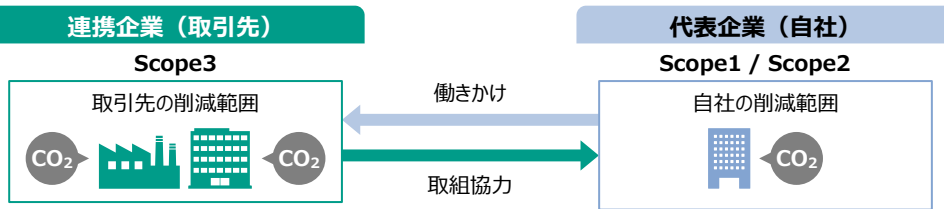
令和8年度予算 **1,500百万円**
 ※ 3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

事業概要（補助率：1/2、1/3、補助上限：15億円）

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する（3カ年以内）。

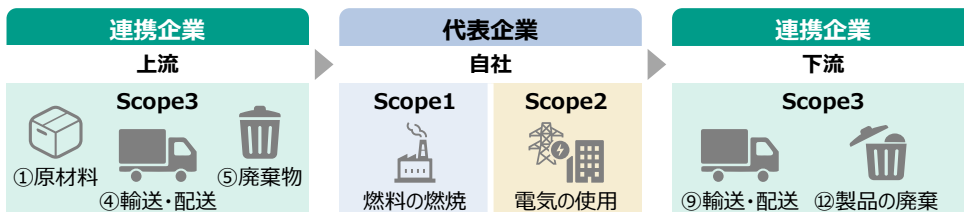
良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



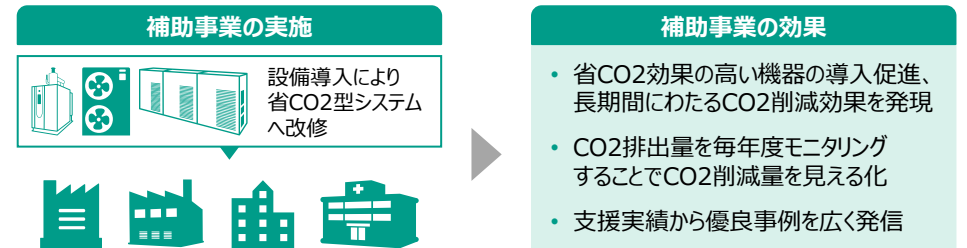
※○内はScope3のカテゴリーを示す

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

令和8年度予算 **5,786百万円** 令和7年度補正予算額 **3,500百万円**

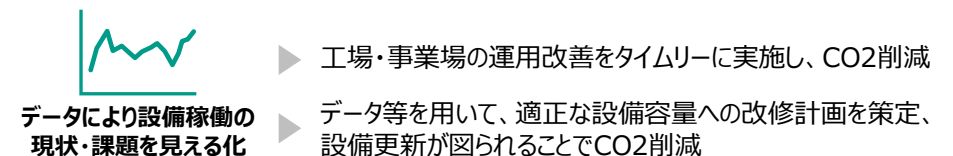
① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。



② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。



バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

民間投資も活用した企業・バリューチェーンの脱炭素経営の実践、地域・暮らしを支える物流・交通、資源循環などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進し、グリーンな経済システムの構築につなげる。

令和8年度当初予算額 1,013億円 (841)

① ESG金融とも連動した企業・バリューチェーンの脱炭素経営・脱炭素化の推進 令和8年度当初予算額 112億円 (85)

- Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業【GX】 15億円 (20)
- 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業 (SHIFT事業) 58億円 (28)
- 【新規】中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業 17億円

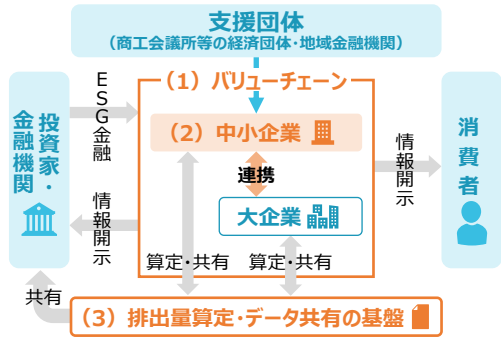
② 地域・暮らしを支える物流・交通の脱炭素化の推進 令和8年度当初予算額 298億円 (242)

- 商用車等の電動化促進事業【GX】【補正300】(R6補正 400)
- ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】 149億円 (102)【補正10】
- 【新規】ゼロエミッション船等の導入支援事業【GX】 12億円
- コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業 70億円 (70)

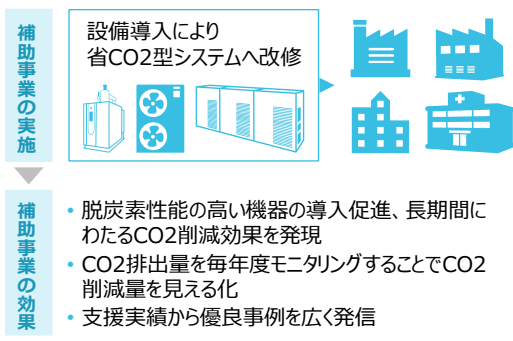
③ 地域・暮らしを支える資源循環の脱炭素移行の促進 令和8年度当初予算額 603億円 (514)

- 先進的な資源循環投資促進事業【GX】 200億円 (150)
- 脱炭素型資源循環設備導入・実証 109億円 (83)
- 【新規】製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業 10億円

企業の脱炭素経営普及・高度化



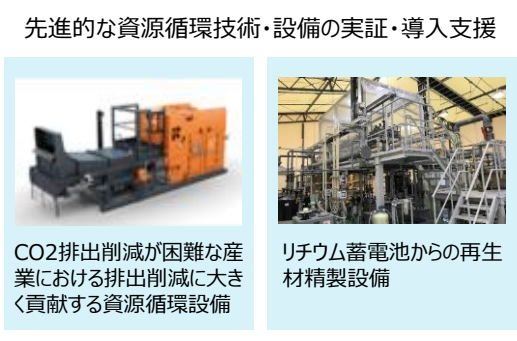
工場・事業場における省CO2化



商用車等の電動化



先進的な資源循環



サステナブルファイナンスの推進



2024年度に実施した施策の概要と今後の取組

ESG金融ハイレベル・パネル、ESGファイナンス・アワード

- 金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場である「**ESG金融ハイレベル・パネル**」の**第8回会合を開催**。
- ESG金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等を表彰する「**ESGファイナンス・アワード・ジャパン**」を実施。

トランジション・ファイナンス

- ICMA「**クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック**」の2023年版の公表を受け、「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を改訂。
- 「**アジアでのトランジション・ファイナンス推進のあり方に関するサブワーキング**」を立ち上げ、地域の実情を踏まえた現実的なトランジションについて、我が国の経験も踏まえて、アジアにおけるトランジション・ファイナンスのあり方を検討。

グリーンファイナンス

- グリーンファイナンスサポーターズ制度**を設置し、市場拡大に向けた普及促進活動やノウハウ提供を実施。
- グリーンファイナンス発行支援事業**によりグリーンファイナンスでの資金調達に係る追加的費用を補助。
- グリーンファイナンスに関する検討会においてグリーンボンド等ガイドラインや、グリーンリストに関するワーキンググループにてグリーンリストの改定作業を実施。

気候・自然関連情報開示の推進

- 地域金融機関の脱炭素化に向けた移行計画の策定及びエンゲージメントの実践を目的とした支援プログラムを実施し、その結果を踏まえて、「**地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント実践ガイダンス**」を公表した。
- 気候変動への対応を地域の成長機会と捉え、新しい事業を生み出そうとする中小企業を支援する地域金融機関のサポートを目的に、「**気候変動対応を「チャンス」と捉えた地域金融機関による取組事例集**」を取りまとめた。
- 気候変動対応と自然資本保全の相互関係を整理し、更なる脱炭素実現に向けた取組検討を行うパイロットプログラムを実施し、「**TNFD 提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス（金融機関向け）-2024 年度版-**」を公表した。

脱炭素分野への投資の促進

- 「**株式会社脱炭素化支援機構**」が、脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を実施。
- 環境金融の拡大に向けた**利子補給事業**により、地域金融機関の融資行動の変革と地球温暖化対策のための設備投資を促進。
- 脱炭素社会の構築に向けた**ESGリース促進事業**により、リース手法を活用した脱炭素機器への投資を促進。

GX製品等の市場創造に向けたグリーン購入法基本方針の見直し

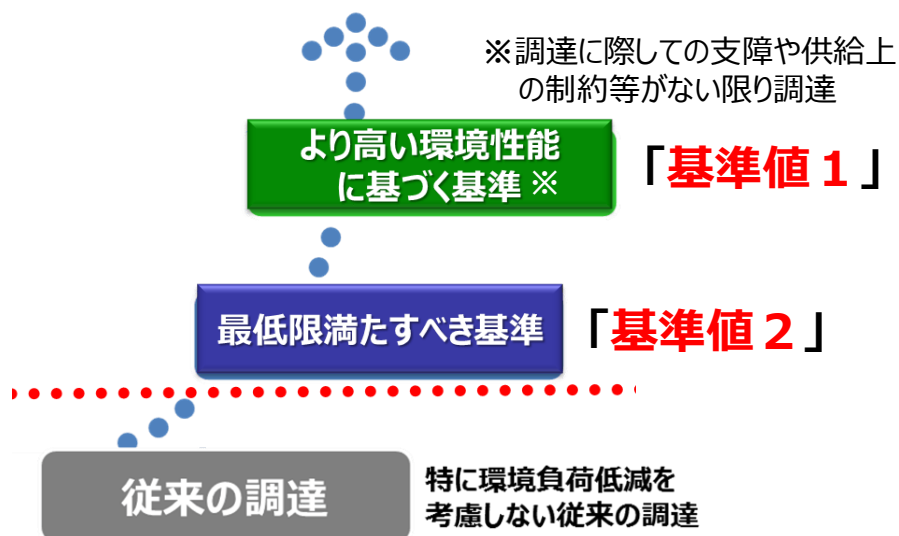
- GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、**グリーン購入法※基本方針を変更閣議決定（令和8年2月3日）**し、**公共調達**の分野から**需要拡大**に貢献。

※国等による環境物品等の調達の推進に関する法律

令和7年度のグリーン購入法基本方針の見直し内容

2段階の判断の基準、判断の基準の見直し

- 2段階の判断基準が未設定の品目への導入の促進、判断の基準の見直し（CFP算定・開示、循環性基準の導入、強化等、省エネルギー性能の強化等）を実施



参考：グリーン購入法における2段階の判断の基準の考え方

共通の配慮事項として非化石電力鋼材のガイドラインを設定

- 原材料に鉄鋼が使用された物品において、令和6年度に新たに分野横断的な共通の判断の基準を設け、「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、基準値1の要件を設定
- 令和7年度はこれに加え、追加性を考慮した非化石電力鋼材について配慮事項を設定

認定プラスチック使用製品への対応

- プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値1又は判断の基準として設定

繊維製品に係る判断の基準の見直し

- 繊維から繊維の水平リサイクル促進につながる基準の見直し
- 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加

政府実行計画に基づくGX製品の調達

- 政府実行計画（温対法に基づく政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画）では、GX製品の市場形成のため、**政府機関においてGX製品の率先調達に取り組むこと**としている。
- 環境省皇居外苑管理事務所において、日本製鉄株式会社が製造したGXスチールを採用した株式会社オカムラ社製の棚を調達（**国の機関におけるGXスチールを採用した物品の調達としては初の事例**）。
- 本事例を皮切りに、政府機関におけるGX製品の率先調達を進めていく。

概要

設置場所：環境省皇居外苑楠公レストハウス
（千代田区皇居外苑1-1）

調達物品：棚（カタログ棚・ブックスタンド）

メーカー：株式会社オカムラ

製品名：レクトライン収納シェルビング

用途：パンフレット等を配置し、一般利用者に
皇居外苑の魅力を周知するため



説明用パネル

GXスチール製品の周知・普及を促すため、説明用パネルを設置。

環境省
Ministry of the Environment

すこいね♪

環境省皇居外苑管理事務所では、
環境に配慮した「GX スチール」
を採用した棚を設置しました。

GX スチールってなに？

だいだらボジー

環境省
Ministry of the Environment

GX スチールってなに？

1 GX（グリーン・トランスフォーメーション）ってなに？

日本政府では産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を革新すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現をめざす「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しています。

経済成長・産業競争力強化を実現
排出削減
安定供給

気候変動対策を加速し、2050年カーボンニュートラルを実現
CO₂削減！

化石燃料への過度な依存から脱却し、気候にも強いエネルギー産業構造を構築

Q. GX スチールってなに？
A. 鉄を作る時に出るCO₂をへらして作った鉄だよ

●日本鉄鋼連盟の「GX スチールガイドライン」に準拠した、温室効果ガス削減効果を特定した鋼材に取替したものを。

2 GX スチールのここがすこい！

- 鉄を1t作るのに、2tCO₂がでてくるけど、それをほとんど減らせるんだ
- 地球温暖化の防止に貢献してるんだ！

鉄って、車だったり、橋だったり、ビルだったりに使われているよね
2050年にはカーボンニュートラルとしてCO₂の出る量を減らして
昔にやさしい地球をつくるんだよ

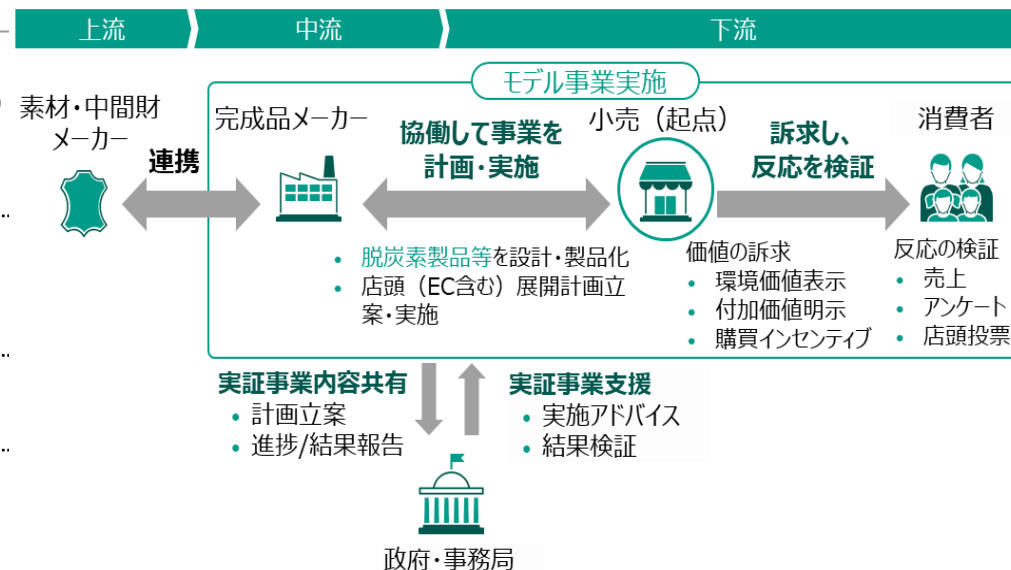
排出削減価値を有する製品等の評価/表示に関する検討について

- ネット・ゼロの達成に向けGX経済移行債を活用した先行投資支援など、**生産段階でのGX投資が進行中。**
- バリューチェーンにおける脱炭素投資・取組を長期的・継続的なものとして定着させていくには、その結果として生み出された**脱炭素製品・サービスの価値が評価され、需要側で支える市場を創っていくことが必要不可欠。**
- この際には、需要家が環境価値に対して支払おうとするプレミアム（追加価格）について最大化を図り、プレミアムが脱炭素製品との価格差を上回る状況を実現することが必要。
- このような状況を実現するため、**排出削減価値を有する製品等の定義や評価・表示スキームに関する検討の場を設置し、関係施策との連携も踏まえながら、制度的措置を議論している。**
- また、今年度から、製品等の**脱炭素価値の消費者への効果的な訴求方法を検証するモデル事業を開始。**

関連施策との連携の方向性

施策名	施策の紐づきの方向性
GXリーグ/GX率先実行宣言等 (BtoB)	GX率先実行宣言の対象製品を用いて製造した製品の表示方法に本検討内容を取り込み、GX関連予算の補助金や委託事業において要件や審査における加点要素とすることを検討※する。
グリーン調達拡大 (BtoG)	現行のグリーン購入法において、高い環境性能を示す「基準値1」の判断基準として本検討内容を将来的に反映すること等により、官公需要創造の一助とする。
脱炭素製品等の販売実証 (BtoC)	短期（2～3年程度）的な視点で、環境省モデル事業により実施する販売実証にて優先的に採択する。
流通主導型インセンティブ (BtoC)	脱炭素製品等の取扱いや売場展開に対して、当該取り組みに対しインセンティブ（評価・支援・露出等）を付与する仕組みを検討。

脱炭素価値の効果的な訴求方法に係るモデル事業の概要

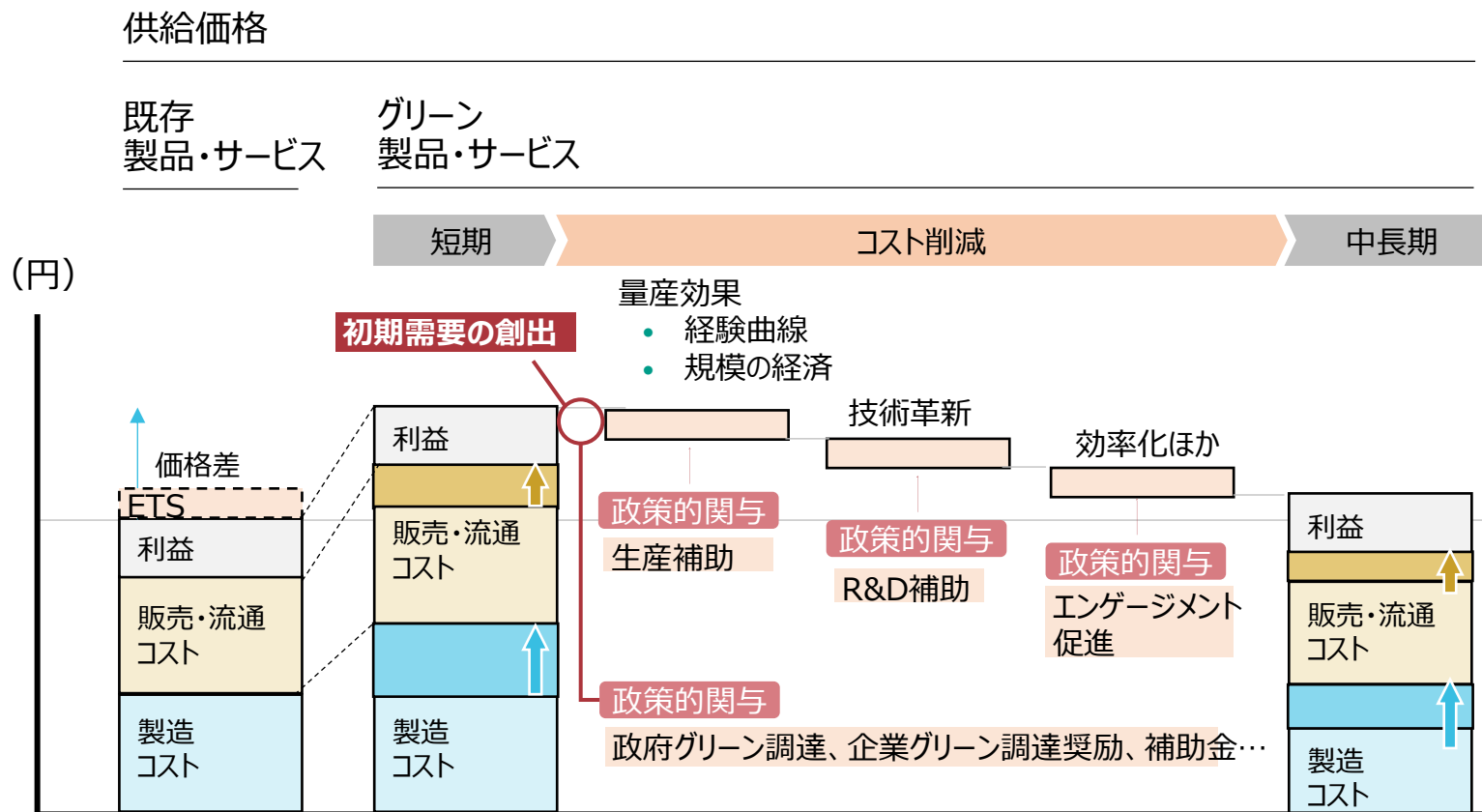


※GX関連予算の補助金や委託事業において要件や審査における加点要素に関する検討は令和8年から経済産業省において検討がされる見込み。

(参考) 価格差の最小化と脱炭素製品の評価・表示

- 上流側における巨額の投資を踏まえ、脱炭素に資する製品等が優先的に調達される環境を打ち出すこと、即ち、インセンティブ措置の導入や優先調達といった政策的な関与を伴う「(初期) 需要の創出」が必要不可欠

脱炭素化とコスト削減に伴う価格の変動 (イメージ)



需要創出と基準の必要性

政策的な関与のためには、関与を行う範囲を定める基礎として、評価基準が求められる

企業の自律的なコスト削減サイクル（経験曲線や規模の経済）の起動

インセンティブ措置の導入や優先調達等の政策的な関与を伴う（初期）需要創出

一定の評価基準による、「脱炭素製品等」の概念の定義

脱炭素製品・サービスの需要創出に向けたモデル実証事業

- 令和8年度から、BtoC企業主体で脱炭素製品・サービスの販売実証を行い、消費者に対する効果的な価値訴求方法等を明らかにする実証事業を開始。

概要

- 脱炭素製品等の企画立案・販売の実証を行い、消費者に対する効果的な価値訴求方法等を明らかにするもの。
- 素材・中間財メーカー等の上流企業とは、脱炭素製品等の設計等で連携。

目指す姿

- 消費者との接点を持つ小売企業と、脱炭素製品等を売りたい完成品メーカー等との連携の仕組みができることで、バリューチェーン全体で脱炭素製品等の購買を促す。
- 消費者への効果的な価値訴求方法等の横展開により、日本全体として脱炭素製品等の購買が広がる。

事業イメージ

